大飯原発3,4号機運転差止請求 到決比較

2014年5月21日に福井地裁で「運転差止」の判決が出たのですが 2018年7月4日、名古屋高裁がその判決を取り消しました。 2つの判決の根本的な考え方部分を比較してみます。

2014年5月21日福井地方裁判所判決

(参考資料①p.38)

人格権は憲法上の権利であり(13条、25条)、 また人の生命を基礎とするものであるがゆえに、 我が国の法制下においてはこれを超える価値を他に見出すことはできない。 したがって、この人格権とりわけ生命を守り生活を維持するという 人格権の根幹部分に対する具体的侵害のおそれがある時は、 その侵害の理由、根拠、侵害者の過失の有無や 差止めによって受ける不利益の大きさを問うことなく、 人格権そのものに基づいて侵害行為の差止めを請求できることになる。

裁判所の責任

(参考資料2p.39)

(1) 原子力発電所に求められるべき安全性 技術の危険性の性質やそのもたらす被害の大きさが判明している場合には、 技術の実施に当たっては危険の性質と被害の大きさに応じた安全性が 求められることになるから、 この安全性が保持されているかの判断をすればよいだけであり、

危険性を一定程度容認しないと社会の発展が妨げられるのではないか といった葛藤が生じることはない。

原子力発電技術の危険性の本質及びそのもたらす被害の大きさは、

福島原発事故を通じて十分明らかになったといえる。

本件訴訟においては、本件原発において、

かような事態を招く具体的危険性が万が一でもあるのかが

判断の対象とされるべきであり、

福島原発事故の後において、この判断を避けることは

裁判所に課せられたもっとも重要な責務を放棄するに等しいものと 考えられる。

他の法律との関係

(参考資料2p.41)

(1)の理は、上記のように人格権の我が国の法制における地位や条理等に よって導かれるものであって、 原子炉規制法をはじめとする

行政法規の在り方、内容によって左右されるものではない。

2018/7/20 http://brownmorning.s3-website-ap-northeast-1.amazonaws.com

2018年7月4日名古屋高等裁判所金沢支部判決

人格権

(参考資料2p.58)

一般に差止請求は、それが人格権に基づくものであるとしても、 相手方が本来有する権利や自由を直接的に制約することにもなるから、 制約される相手方の権利が財産権の行使であるとしても、

これが認められるためには、

その侵害によって人格権の権利者が被害を受ける具体的危険があり、かつ、 その侵害により回復し難い重大な損害が生じ得ることが客観的に想定され、 その損害が相手方の被る不利益よりも遥かに大きいことに加え、 直接的に相手方の権利や自由を制約することのほかに 代替手段がないことを要するものと解される。

他の法律との関係

(参考資料2p.59)

我が国の法制度は、原子力発電を国民生活等にとって一律に有害危険な ものとして禁止することをしておらず、

原子力発電所で重大な事故が生じた場合に放射性物質が異常に放出される 危険性や、放射性廃棄物の生成・保管・再処理等に関する危険性に配慮 しつつも、これらの危険に適切に対処すべく管理・統制がされていれば、 原子力発電を行うことを認めているのである。そうすると、

このような法制度を前提とする限り、

原子力発電所の運転に伴う本質的・内在的な危険があるからといって、それ自体で人格権を侵害するということはできない。

裁判所の責任

(参考資料2p.59)

もっとも、この点は、法制度ないし政策の選択の問題であり、 福島原発事故の深刻な被害の現状等に照らし、(中略) 我が国のとるべき道として原子力発電そのものを廃止・禁止することは 大いに可能であろう。

しかし、その当否をめぐる判断は、もはや司法の役割を超えるものであり、 国民世論として幅広く議論され、それを背景とした立法府や行政府による 政治的な判断に委ねられるべき事柄である。

以上によれば、原子力発電所の運転差止めの当否、すなわち原子力発電所に置ける具体的危険性の有無を判断するに当たっては、 (中略)原子力発電に内在する危険性に対して適切な対処がされ、 その危険性が社会通念上無視しうる程度にまで管理・統制がされているか否かを検討すべきである。

最後に一言

福井地裁も名古屋高裁も、原発が危険性を内在している、というのは認めています。 その上で

その工で 福井地裁は、憲法上「人格権」が最も重要だ、という考えを元に、それが侵害されるかどうかを判断するのは司 法の責任で、その判断に行政法規のあり方、内容は影響しない、といいます。

記している。このうちんを元に、日本の法律工は原発が認められていて、その法律的にOKならば「人格権」が侵害されたとは言えないといいます。

この「人格権」を「人の命」と言い換えると、名古屋高裁の無責任さがよくわかります。

http://www.datsugenpatsu.org/bengodan/archives/14-05-23/『140521大飯原発福井訴訟判決謄本(当事者目録抜き)』 ②脱原発弁護団全国協議会HP「速報:不当判決!大飯控訴審判決」 http://www.datsugenpatsu.org/bengodan/news/18-07-04/

2018/7/20 http://brownmorning.s3-website-ap-northeast-1.amazonaws.com